# 広島市報

定期第１０２８号
平成２８年２月１日
発行所
広島市役所
（企画総務局法務課）
広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

## 目次

**条　　例**

○広島市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例（第５１号）……4
○広島市個人番号の利用に関する条例（第５２号）……4
○職員の退職管理に関する条例（第５３号）……6
○広島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（第５４号）……6
○広島市市税条例等の一部を改正する条例（第５５号）……6
○広島市下水道条例の一部を改正する条例（第５６号）……10
○広島市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（第５７号）……10

**規　　則**

○広島市事務組織規則の一部を改正する規則（第７０号）……10
○広島市会計規則の一部を改正する規則（第７１号）……11
○広島市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則（第７２号）……11
○広島市個人番号の利用に関する条例別表第１の規則で定める事務を定める規則（第７３号）……11
○広島市個人番号の利用に関する条例別表第２の規則で定める事務及び情報を定める規則（第７４号）……12

**告　　示**

○農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を定めた……18
○子ども・子育て支援法第２９条第１項の確認……18
○介護保険法又は改正前の介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定……18
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定……19
○放置自転車等の撤去……19
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止……19
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定２件……19
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新……20
○出納員の事務の一部委任　２件……20
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出……21
○自転車等の所有権の取得……22
○都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道の変更……22
○開発行為に関する工事の完了……22
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止……22
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定……23
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止……23
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定……23
○道路法による市道の路線の廃止……24
○道路法による市道の路線の認定……24
○道路の区域決定……25
○道路の供用開始……26
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法

律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定……27
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新　２件……27
○町の区域の設定等について……28
○字の区域の変更について……31
○広島市市営住宅，広島市市営店舗及び広島市市営住宅等附設駐車場の指定管理者の指定　３件……31
○広島市市税条例による控除対象寄附金指定の届出事項の変更……32
○開発行為に関する工事の完了……32
○公共下水道の供用開始……33
○公共下水道及び流域下水道の終末処理場の処理開始……33
○農業集落排水処理施設の供用開始……33
○広島市男女共同参画推進センターの指定管理者の指定……33
○自転車等の所有権の取得……34
○広島市総合防災センターの指定管理者の指定……34
○開発行為に関する工事の完了……34
○介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止……34
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止……34
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定……34
○開発行為に関する工事の完了……35
○地域包括支援センターの所在地の変更……35
○介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止……35
○放置自転車等の撤去（中区）……35
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……35
○放置自転車等の撤去（中区）　２件……35
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……36
○放置自転車等の撤去（中区）……36
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……36
○放置自転車等の撤去（中区）　７件……36
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……37
○放置自転車等の撤去（中区）　２件……37
○長期間駐車されていた自転車の移動（中区）……37
○放置自転車等の撤去（中区）　５件……37
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……38
○放置自転車等の撤去（中区）　２件……38
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……38
○放置自転車等の撤去（中区）……38
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……38
○放置自転車の撤去（東区）　４件……38
○路線名等を定める法定外公共物の指定（東区）……39
○放置自転車の撤去（東区）……39
○放置自転車等の撤去（東区）……39
○放置自転車の撤去（東区）……39
○放置自転車等の撤去（南区）　３件……39
○建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による一団地の認定（南区）……39
○放置自転車等の撤去（南区）……40
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……40
○放置自転車等の撤去（南区）……40
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……40
○放置自転車等の撤去（南区）　３件……40
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……40
○放置自転車等の撤去（南区）……40
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……40
○道路の供用開始（南区）……40
○平成２６年１２月１８日付け広島市告示第６２４号で告示した路線の起点及び終点の表示の変更（南区）……41
○放置自転車等の撤去（南区）……41
○建築基準法による道路の位置の指定（南区）……41
○放置自転車等の撤去（南区）　２件……41
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……41
○放置自転車等の撤去（西区）　４件……42
○道路の区域変更（西区）……42
○道路の供用開始（西区）……42
○放置自転車等の撤去（西区）　６件……42

○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）……43
○屋外広告物法による屋外広告物の除却保管（安佐南区）……43
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）……43
○道路の区域変更（安佐南区）……43
○道路の供用開始（安佐南区）……44
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）……44
○道路の区域変更（安佐南区）……44
○道路の供用開始（安佐南区）……44
○道路の区域変更（安佐南区）……44
○道路の供用開始（安佐南区）……44
○市街化区域内の水路の廃止（安佐南区）……45
○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐南区）……45
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）……45
○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐南区）……45
○屋外広告物法による屋外広告物の除却保管（安佐南区）……45
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）……45
○建築基準法に規定する道路の指定（安佐北区）……45
○吉永自治会の告示事項の変更（安佐北区）……46
○放置自転車等の撤去（安佐北区）……46
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）……46
○放置自転車の撤去（安芸区）……46
○長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）……46
○道路の区域変更（安芸区）……46
○道路の供用開始（安芸区）……47
○建築基準法による道路の位置の指定（安芸区）……47
○放置自転車の撤去（安芸区）……47
○長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）……47
○放置自転車等の撤去（佐伯区）……47
○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……47
○道路の区域変更（佐伯区）……47
○道路の供用開始（佐伯区）……48
○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……48
○放置自転車等の撤去（佐伯区）　２件……48
○建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）……48
○道路の区域変更（佐伯区）……48
○道路の供用開始（佐伯区）……48
○路線名等を定める法定外公共物の指定（佐伯区）……49
○放置自転車等の撤去（佐伯区）……49
○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（佐伯区）……49
○放置自転車等の撤去（佐伯区）　３件……49
○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……49
○放置自転車等の撤去（佐伯区）……49
○住居表示の実施（佐伯区）……50

**区　告　示**

○住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（東区）　４件……52
○住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（南区）　２件……52

**公　　告**

○広島農業振興地域整備計画を変更し当該計画の変更案及び変更等理由書を縦覧に供する……52

**選　管　告　示**

○平成２７年１２月２日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数……53
○広島市公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程……53
○公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨……54

**教　委　規　則**

○広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則……106

**教　委　告　示**

○広島市教育委員会議（臨時会）の開催……106
○広島市教育委員会議（定例会）の開催……106

**水　道　局　規　程**

○広島市水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程……107

**監　査　公　表**

○監査の結果（指摘事項）に対する措置事項の公表……107
○包括外部監査の意見に対する対応結果の公表……108

# 条例

**広島市条例第５１号**

平成２７年１２月１７日

広島市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長　松井一實

**広島市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

広島市区の設置等に関する条例（昭和５４年広島市条例第５４号）の一部を次のように改正する。

別表佐伯区の項中「石内北二丁目」の右に「，石内北三丁目」を加える。

**附　則**

この条例は，平成２８年１月１８日から施行する。

**広島市条例第５２号**

平成２７年１２月１７日

広島市個人番号の利用に関する条例をここに公布する。

広島市長　松井一實

**広島市個人番号の利用に関する条例**

（趣旨）

第１条　この条例は，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「法」という。）第９条第２項の規定に基づき，個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

⑴　個人番号　法第２条第５項に規定する個人番号をいう。

⑵　特定個人情報　広島市個人情報保護条例（平成１６年広島市条例第４号）第２条第４号に規定する特定個人情報をいう。

⑶　個人番号利用事務実施者　法第２条第１２項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

⑷　情報提供ネットワークシステム　法第２条第１４項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（個人番号の利用範囲）

第３条　法第９条第２項の条例で定める事務は，別表第１の左欄に掲げる本市の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務，別表第２の左欄に掲げる本市の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長が行う法別表第２の第２欄に掲げる事務とする。

２　別表第２の左欄に掲げる本市の執行機関は，同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で，同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし，法の規定により，他の個人番号利用事務実施者から情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は，この限りでない。

３　市長は，法別表第２の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で，同表の第４欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。前項ただし書の規定は，この場合について準用する。

４　第２項本文又は前項前段の規定により特定個人情報を利用した場合において，他の条例，規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは，当該書面の提出があったものとみなす。

（委任規定）

第４条　この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

**附　則**

この条例は，平成２８年１月１日から施行する。ただし，第３条第２項ただし書及び第３項後段の規定は，法附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第１（第３条関係）

| 本市の執行機関 | 事務 |
|---|---|
| １　市長 | 介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの |
| ２　市長 | 介護保険法による介護サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの |
| ３　市長 | 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）による指定通所支援に係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの |
| ４　市長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）による補装具の購入等に係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第２（第３条関係）

| 本市の執行機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|---|---|---|
| １　市長 | 児童福祉法による里親の認定，養育里親の登録，小児慢性特定疾病医療費，療育の給付，障害児入所給付費，高額障害児入所給付費，特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給，日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施，負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報（法別表第２の１の項第４欄に規定する医療保険給付関係情報をいう。以下同じ。），児童福祉法第１９条の７若しくは第２４条の２２に規定する他の法令による給付の支給若しくは同法による障害児通所支援，母子生活支援施設における保護の実施，障害児入所支援若しくは措置（同法第２７条第１項第３号の措置をいう。）に関する情報，障害者関係情報（同表の１６の項第４欄に規定する障害者関係情報をいう。以下同じ。），生活保護関係情報（同表の９の項第４欄に規定する生活保護関係情報をいう。以下同じ。），地方税関係情報（同表の１の項第４欄に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。），特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）その他の法令による給付の支給に |

| | | |
|---|---|---|
| | | 関する情報，介護保険給付等関係情報（同欄に規定する介護保険給付等関係情報をいう。以下同じ。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| ２　市長 | 児童福祉法による障害児通所給付費，特例障害児通所給付費，高額障害児通所給付費，肢体不自由児通所医療費，障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給，障害福祉サービスの提供，保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報，児童福祉法による障害児通所支援若しくは同法第２１条の５の３０に規定する他の法令による給付の支給若しくは同法による母子生活支援施設における保護の実施，障害児入所支援若しくは措置（同法第２７条第１項第３号の措置をいう。）に関する情報，障害者関係情報，生活保護関係情報，地方税関係情報，特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報，介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| ３　市長 | 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報，児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第２７条第１項第３号の措置をいう。）に関する情報，生活保護関係情報，地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| ４　市長 | 地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報，児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施，障害児入所支援若しくは措置（同法第２７条第１項第３号の措置をいう。）に関する情報，生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| ５　市長 | 国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）による保険給付の支給，保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報，児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施，障害児入所支援若しくは措置（同法第２７条第１項第３号の措置をいう。）に関する情報，生活保護関係情報，地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| ６　市長 | 児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| ７　市長 | 老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報，地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| ８　市長 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報，地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報（法別表第２の１３の項第４欄に規定する児童扶養手当関係情報をいう。）であって規則で定めるもの |
| ９　市長 | 母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）による保健指導，新生児の訪問指導，健康診査，妊娠の届出，母子健康手帳の交付，妊産婦の訪問指導，低体重児の届出，未熟児の訪問指導，養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| １０　市長 | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による後期高齢者医療給付の支給，保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報，児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施，障害児入所支援若しくは措置（同法第２７条第１項第３号の措置をいう。）に関する情報，生活保護関係情報，地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| １１　市長 | 介護保険法による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報，児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施，障害児入所支援若しくは措置（同法第２７条第１項第３号の措置をいう。）に関する情報，生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| １２　市長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 児童福祉法による障害児通所支援若しくは障害児入所支援に関する情報，障害者関係情報，生活保護関係情報，地方税関係情報，国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）その他の法令による給付の支給に関する情報，中国残留邦人等支援給付等関係情報（法別表第２の９の項第４欄に規定する中国残留邦人等支援給付等関係情報をいう。），介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第７条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| １３　市長 | 介護保険法による介護サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの |